

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

| | ページ |
|---|-----|
| ◇ 規 則 | |
| ○ 政治倫理の確立のための北九州市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局総務部総務課】 | 3 |
| ◇ 告 示 | |
| ○ 徴収事務の委託【保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課】 | 4 |
| ○ 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 | 5 |
| ○ 徴収事務の委託【建築都市局計画部都市交通政策課】 | 7 |
| ◇ 公 告 | |
| ○ 道路位置の指定【建築都市局指導部建築審査課】 | 8 |
| ◇ 訂 正 | |
| ○ 第3934号の訂正【財政局税務部税制課】 | 9 |

本号で公布された条例等のあらまし

◇政治倫理の確立のための北九州市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公社債等の利子等に係る利子所得について、申告分離課税制度が創設されたことに伴い、関係規定を定めることにしました。

この規則は、平成29年4月27日から施行することにしました。

政治倫理の確立のための北九州市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第38号

政治倫理の確立のための北九州市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための北九州市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年北九州市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第4条中「の配当等に係る配当所得」を「に係る利子所得及び配当所得」に、「株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得」を「一般株式等に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得、同法第37条の11の規定に基づく上場株式等に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得」に、「先物取引による」を「先物取引に係る」に改める。

第3号様式中

「

| | | |
|--------------------|--|--|
| 株式等の 事業・譲渡 所得 雑 | | |
| 上場株式等の配当所得 | | |

を

「

| | | |
|----------------------|--|--|
| 一般株式等の 事業・譲渡 所得 雑 | | |
| 上場株式等の 事業・譲渡 所得 雑 | | |
| 上場株式等の 利子 配当 所得 | | |

に

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 2 2 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立福祉会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 2 9 年 4 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

| 受 託 者 | | 委 託 期 間 |
|-----------------------|-----------------------|---|
| 名 称 | 住 所 | |
| 社会福祉法人北九州市 社会福祉協議会 | 北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号 | 平成 2 9 年 4 月 1 日か ら平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで |

北九州市告示第 2 2 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 2 9 年 4 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

竹並自治会

2 代表者の変更

| 変更前後の別 | 代表者の氏名 | 代表者の住所 |
|--------|--------|------------------------|
| 変更前 | 野口隆敏 | 北九州市若松区大字竹並 2 5 2 4 番地 |
| 変更後 | 宮野誠司 | 北九州市若松区大字竹並 7 4 4 番地 |

3 変更年月日

平成 2 9 年 4 月 2 日

北九州市告示第 228 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 29 年 4 月 27 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

堀越町内会

2 代表者の変更

| 変更前後の別 | 代表者の氏名 | 代表者の住所 |
|--------|--------|----------------------------|
| 変更前 | 小川逸司 | 北九州市小倉南区大字堀越 1 7 6 番地 1 |
| 変更後 | 福田敬治 | 北九州市小倉南区大字堀越 5 1 番地 |

3 主たる事務所の変更

| 変更前後の別 | 主たる事務所の所在地 |
|--------|-------------------------|
| 変更前 | 北九州市小倉南区大字堀越 1 7 6 番地 1 |
| 変更後 | 北九州市小倉南区大字堀越 5 1 番地 |

4 変更年月日

平成 29 年 3 月 25 日

北九州市告示第 229 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、駐車料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 29 年 4 月 27 日

北九州市長 北 橋 健 治

| 施 設 名 | 受 託 者 | | 委 託 期 間 |
|-------------|----------------------------------|--------------------------------------|--|
| | 名 称 | 住 所 | |
| 市営天神島駐車場 | トラストパーク株式会社 | 福岡市博多区 博多駅南五丁 目 1 5 番 1 8 号 | 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 3 1 日 まで |
| 市営室町駐車場 | | | |
| 市営勝山公園地下駐車場 | | | |
| 市営中央町駐車場 | 公益社団法人 北九州市シル バー人材セン ター | 北九州市小倉 北区片野新町 一丁目 1 番 6 号 | 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 3 1 日 まで |
| 市営黒崎駅西駐車場 | | | |

北九州市公告第 296 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定したので建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 29 年 4 月 27 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成 29 年 4 月 27 日 第 154701 号

2 申請者の住所及び氏名

福岡市中央区高砂二丁目 8 番 1 号

セキスイハイム九州株式会社 代表取締役 岡田雅一

3 指定した道路

| 道路の位置 | 道路の幅員 (m) | 道路の延長 (m) |
|------------------------|-----------|-----------|
| 北九州市門司区上馬寄一丁目 3 番 6 | 4. 20 | 26. 17 |

正誤表

| 年 | 号 | 頁 | 訂正箇所 | 正 | 誤 |
|-------|--------|---|---------|-------|--------|
| 平成29年 | 第3934号 | 8 | 上から23行目 | 固定資産税 | 固定資産税税 |